

Russia-Japan Friendship Regatta

共同主催：日本メルジェス協会・Melges Japan
開催場所：江の島ヨットハーバー（神奈川県藤沢市）

レース公示 Notice of Race

1. 適用規則

- 1.1. セーリング競技規則2013-2016（RRS）に定義された規則を適用する。
- 1.2. International Audi MELGES 20クラス規則を適用する。
 - a) 規則B.4.1は適用しない。
 - b) 規則C.2.2.（B）は適用しない。但し、乗員は予め乗員登録書にて提出された乗員とする。
- 1.3. ISAF広告規定20を適用する。
 - a) 参加艇は主催者より指定された広告表示を要求された場合は、要求に従わなければならない。

2. 参加資格

- 2.1. Audi MELGES 20クラス規則に適合した艇であること。
- 2.2. 有効なヨット保険（賠償責任・搭乗者傷害）に加入している艇であること。
- 2.3. 日本国籍の乗員は全て日本メルジェス協会の会員であること。
- 2.4. 日本国籍の乗員は全てJSAF会員であること。
- 2.5. 乗員はレース中ライフジャケットを着用しなければならない。

3. 申込方法

- 3.1. 3月25日（金）までに日本メルジェス協会ウェブサイトよりオンラインエントリーを行うこと。
- 3.2. 3月25日（金）までに、以下の書類をメールで大会事務局宛へ提出すること。
 - a) 乗員登録書
 - b) ヨット保険証券のコピー
- 3.3. 参加艇は3月25日（金）までに参加料¥40,000を納入すること。
- 3.4. 参加料に含まれるもの
 - a) レガッタ参加料
 - b) 乗員のウェルカムパーティー参加料

【参加料振込先】

三井住友銀行 逗子支店 普通 6758090 株式会社J.F.P

4. 日程

4.1. 日程概要

4月2日（土）	09:00 艇長会議
	10:25 最初の予告信号
	18:30 ウェルカムパーティー
4月3日（日）	08:30 ブリーフィング
	09:55 当日最初の予告信号
	14:30 以降に予告信号は発せられない。
	17:00 表彰式

- 4.2. 一日あたりのレース数は最大4レースとしレース数はレース委員会の裁量に委ねられ、シリーズの最大レース数は8レースとする。
 - 4.3. 主催者またはレース委員会は、天候やその他の要因で日程を変更する場合がある。
5. 計測
 - 5.1. 艇または装備は、帆走指示書に従っていつでもインスペクションされることがある。
6. 帆走指示書
 - 6.1. 帆走指示書は3月31日（木）までに日本メルジェス協会ウェブサイト <http://jpmelges.com/> に掲載される。
7. 開催地
 - 7.1. 鎌倉沖海域。（別図-1参照）
8. コース
 - 8.1. ウインドワード・リーワードコース、4レグとする。
9. ペナルティー方式
 - 9.1. ゾーン内でのインシデントを除き、他のインシデントは「2回転ペナルティー」から「1回転ペナルティー」に置き換える。RRS 44.1の変更。
10. 得点
 - 10.1. 3レースの完了でシリーズの成立とする。
 - 10.2. 完了したレースが6レース未満の場合、シリーズ得点は全レースの合計得点とする。RRS 付則A2の変更。
11. 上架の制限と泊地
 - 11.1. 上架および泊地については制限を行わない。
12. 無線通信
 - 12.1. 緊急の場合を除き、艇はレース中に無線送信を行ってはならない。また、艇はレース中にVHF以外の無線通信を受信してはならず、この制限は携帯電話にも適用する。
 - 12.2. レース委員会は、レース情報をVHFで放送することがある。放送内容の詳細は帆走指示書に記載する。
13. 賞
 - 13.1. シリーズ1位～3位。
14. 責任の否認
 - 14.1. 参加者は自分自身の責任でこのレース参加し、レースに参加するか否かレースを続けるかの決定はその艇のみにある（RRS 4「レースをすることの決定」参照）。
参加者は自己および乗員、艇の安全、第三者に対する損害に全責任を持っている。
大会の前後および期間中に生じた、損失、損害、負傷、死亡事故に対して主催者および協賛会社や協力団体などの関係者はいかなる責任も負わない。

15. メディア著作権

- 15.1. 大会期間中のレースおよび公式行事（パーティー、表彰式などを含む）および大会に起因するテキスト、音声、映像、肖像などのあらゆる記録を公開する権利は、主催者と JSAF に帰属する。この権利行使は、世界中のあらゆるメディア（テレビ、印刷物、デジタルメディアなど）への公開を対象とするが、その目的は広報、報告、広告を目的としてのみ使用する。
- 15.2. 主催者は、テキスト、音声、映像、肖像などの情報を独自の裁量で大会協賛者に提供する場合がある。テキスト、音声、映像、肖像などの情報の二次使用範囲は各協賛者との契約により制限する場合がある。
- 15.3. 参加者は、本大会のテキスト、音声、映像、肖像などのあらゆる記録を、直接間接問わず公的メディア（テレビ、印刷物、デジタルメディアなど）に主催者の事前許可無く配布、提供してはならない。なお、個人メディア（ブログ、ツイッター、フェイスブックなど）への記録掲載は、事前の主催者許可は不要である。
- 15.4. 音声、映像を記録するために、参加艇に記録装置の搭載を要求する場合がある。

16. レース公示の変更

- 16.1. 主催者はレース公示を変更することがある。レース公示の変更は日本メルジェス協会ウェブサイトに掲載される。(http://jpmelges.com/)

17. 問い合わせ先

【大会事務局】

〒249-0001 神奈川県逗子市久木4-17-43

株式会社J.F.P内 Russia-Japan Friendship Regatta事務局

メール：info@melgesjapan.com

Tel/fax. 046-884-8633 tel. 090-1098-6919 (担当：山田 寛)

以上

(図 1)

